

●貸金庫規定

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| <p>6. (届出事項の変更、印章・鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) 印章、正鍵を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、<u>借主またはその相続人は直ちに当社所定の方法によって届出てください。</u>この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。正鍵を毀損したときも同様とします。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>(2) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続きをした後に行ってください。</u>この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p><u>(3) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。</u>なお、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p><u>(4) 貸金庫の契約等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。</u>この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</p> <p><u>7. (通知のみなし到達)</u></p> <p><u>(1) 届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定は、当社が借主またはその相続人の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。</u></p> <p>8. (印鑑照合等) 省略</p> <p>9. (損害の負担等) (1) ~ (3) 省略</p> | <p>6. (届出事項の変更、印章・鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) 印章、正鍵を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>正鍵を毀損したときも同様とします。</p> <p>(2) 届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(3) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(4) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当社が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>(5) 貸金庫の契約等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。</p> <p>新設</p> <p>7. (印鑑照合等) 省略</p> <p>8. (損害の負担等) (1) ~ (3) 省略</p> |

10. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)

(1) この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

(2) 省略

10の2. (取引の制限等)

(1) ~ (3) 省略

11. (解約等)

(1) ~ (6) 省略

12. (差引計算)

(1) この契約による使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われない場合には、当社は、次のとおり取扱うことができるものとします。なお、第1号から第5号のうち、いずれの方法を選択するかについては、専ら当社の裁量に委ねられるものとします。

①借主が当社に預入している普通預金については、事前の通知および所定の手続きを省略して、その残高をもって債務の弁済にあてるなど、使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用と借主が当社に保有する普通預金とを、差引計算ができるものとします。

②借主が当社に預入しているヒット、スーパーヒットについては、事前の通知および所定の手続きを省略して、借主が当社に保有するヒット、スーパーヒットの全部または一部を解約のうえ、その解約金をもって債務の弁済にあてるなど、使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用と借主が当社に保有するヒット、スーパーヒットを、その据置期間中でも差引計算ができるものとします。

③借主が当社に預入している定期預金については、事前の通知および所定の手続きを省略して、その全部または一部を解約のうえ、解約金をもって債務の弁済にあてるなど、使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用と借主が当社に保有する定期預金とを、その満期日前でも差引計算ができるものとします。

④借主が当社に預入している国債については、事前に

9. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)

(1) この貸金庫は、第10条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

(2) 省略

9の2. (取引の制限等)

(1) ~ (3) 省略

10. (解約等)

(1) ~ (6) 省略

新設

通知することなく、これを一般に適当と認められる方法、時期、価格等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることのできるものとしします。

⑤前号によるほか、事前に通知の上、一般に適当と認められる方法、時期、価格等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債を取得できるものとしします。

⑥前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前項によって、差引計算等をする場合、使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用の計算については、その期間を計算実行の日までとしします。この場合において、当該計算実行日以降の預金または金銭信託の約定利息または収益金（定期預金の満期日までの利息相当額を含みます。）につき、当社は借主に対し支払義務を負いません。

(3) 借主および当社は、借主に相続が発生した後であっても、当社において第1項各号の規定にもとづく差引計算を行うことができ、かつ、遺産分割等を原因として特定の相続人等が確定的に借主の預金等を取得したことの届出前に当社が実施した差引計算は、有効なものとして取り扱われることを合意します。

1 3. (貸金庫の修繕、移転等)
省略

1 4. (緊急措置)
省略

1 5. (譲渡、転貸等の禁止)
(1) ~ (2) 省略

1 6. (保証人)
省略

1 7. (規定の変更)
(1) ~ (2) 省略

1 1. (貸金庫の修繕、移転等)
省略

1 2. (緊急措置)
省略

1 3. (譲渡、転貸等の禁止)
(1) ~ (2) 省略

1 4. (保証人)
省略

1 5. (規定の変更)
(1) ~ (2) 省略